

「日本学生野球憲章違反行為に関する処分基準」の一部改定

公益財団法人日本学生野球協会

以下のとおり、日本学生野球憲章違反行為に関する処分基準の一部を改定いたします。

第1 処分基準本文並びに別紙2及び3「加重要因」の改定

1 改定の理由

「日本学生野球憲章違反行為に関する処分基準」（以下「本処分基準」という。）は、令和7年4月1日に施行され、同日以後に生じた違反行為に対しては、本処分基準が適用されている。

本処分基準の適用に当たって、本処分基準の施行以前の事案の処分内容との比較を行ってきたところ、一部の加重要因を有する類型の事案及び加重要因が複数存在する類型の事案について、本処分基準の施行以前の事案の処分内容と比較して結論が軽微になると判明した。

本処分基準の制定及び施行は、本処分基準の施行以前の事案の処分を変更することを意図したものではないため、本処分基準の施行以前と同等の処分が可能となるよう、本処分基準の一部を改定することが必要と判断した。

2 改定の内容

(1) 別紙2及び3「加重要因」について

別紙2及び3の加重要因について、下表のとおり、それぞれ謹慎期間の上限を変更する。

(別紙2の加重要因)

加重要因

		加 重 し な い	3 か 月	6 か 月	9 か 月	1 年	2 年	無 期	除 名
態様の悪質性	野球の用具を使用した場合	←→							
	被害者に重大な傷害を発生させる可能性の高い場合	←→							
	被害者に強い精神的な影響を及ぼす可能性の高い場合	←→							
	被害者以外の者に対して強い精神的な影響を及ぼす可能性の高い場合	←→							
結果の重大性	軽微な健康被害（例：打撲、擦過傷）	←→							
	重大な健康被害（例：骨折）	←→							
	回復不能な健康被害・死亡	←→							
	部員が登校できない・部活動できない	←→							
	行為が原因の1つとなって部員が退部・転学 ※行為と結果の因果関係が薄くなるにしたがって、加重要素としては低く考慮する	←→							

(別紙3の加重要因)

加重要因

		加 重 し な い	3 か 月	6 か 月	9 か 月	1 年	2 年	無 期	除 名
態様の悪質性	重大な人格否定の言動等を行った場合	←→							
	差別的言動等を行った場合	←→							
	被害者に重大な傷害を発生させる可能性の高い場合	←→							
	被害者に強い肉体的又は精神的な影響を及ぼす可能性の高い場合	←→							
	被害者以外の者に対して強い精神的な影響を及ぼす可能性の高い場合	←→							
結果の重大性	屈辱的な対応を伴う場合 (例：グラウンドでの正座、長時間の正座、土下座)	←→							
	軽微な健康被害（例：打撲、擦過傷）	←→							
	重大な健康被害（例：骨折）	←→							
	回復不能な健康被害・死亡	←→							
	部員が登校できない・部活動できない 行為が原因の1つとなって部員が退部・転学 ※行為と結果の因果関係が薄くなるにしたがって、加重要素としては低く考慮する	←→							

※いずれも変更した部分に黄色ハイライトを付している

(2) 「第 3 指導者等に対する処分基準—謹慎期間の決定方法」 「3 各論

(2) 個々の憲章違反行為について、憲章違反行為の類型別加減要因を考慮した謹慎期間上下限の決定」 「(2) 憲章違反行為の類型別に定められた加重要因の複数に該当する場合」について

本処分基準の制定に当たっての議論では、憲章違反行為の類型別に定められた加重要因の複数に該当する場合に、それぞれの加重要因の上限を加算して新たな上限を決めることも検討されたが、加重要因が 3～4 ある場合には、上限が 3～4 倍となり、あまりに加重要因の範囲が広くなりすぎるとの意見があった。

そこで、「憲章違反行為の類型別に定められた加重要因の複数に該当する場合、最も重い加重要因の上下限とします。」との現行基準を採用した。

しかし、実際に運用する中で、「憲章違反行為の類型別に定められた加重要因の複数に該当する」事案において、「最も重い加重要因の上下限」とした場合には、従前の判断例よりも軽い処分とならざるを得ない事例が生じることが判明した。

そこで、「憲章違反行為の類型別に定められた加重要因の複数に該当する」事案について、「上限を最も重い加重要因の 2 倍、下限を最も重い加重要因の謹慎期間下限」とするよう、基準を変更する。

現基準	憲章違反行為の類型別に定められた加重要因の複数に該当する場合、 <u>最も重い加重要因の謹慎期間上下限とします。</u>
新基準	憲章違反行為の類型別に定められた加重要因の複数に該当する場合、 <u>上限を最も重い加重要因の謹慎期間の 2 倍、下限を最も重い加重要因の謹慎期間下限とします。</u>

第 2 別紙 4「基準」及び「加重要因」の改定

1 改定の理由

本処分基準別紙 4 「指導者による性犯罪等」においては、基準として、原則として「性犯罪を行った」指導者に対しては、事案の性質に応じて謹慎 6 か月から除名まで（ただし、指導者が、当該校に所属する学生 1 名に対する性犯罪（不同意性交等、不同意わいせつ、児童福祉法違反、児童買春）を行った場合には、除名）としたうえで、これらに該当しないセクシュアルハラスメントについては、対価型セクシュアルハラスメントについては謹慎 3 か月から 1 年まで、環境型セクシュアルハラスメントについては謹慎 1 か月から 3 か月までとして、「性犯罪を行った」指導者に対する処分より比較的軽度の処分を科す形を採用していた。

しかし、「セクシュアルハラスメント」に該当する行為の中には、例えば、教員を兼ねる

指導者等が自らの役職・立場を悪用して「セクシュアルハラスメント」に該当する行為を行った場合等、行為態様につき性犯罪に近いような悪質なもので幅広く含まれるものであり、事案の性質によっては厳正な対処が必要な事例も生じうる。また、「性犯罪を行った」か否かの判断にあたり、被害者が被害を公にしない形での解決を希望して示談が成立する等、行為の悪質性は変わらないものの刑事処分がなされない場合には、現行の処分基準上、「セクシュアルハラスメント」であるとして、比較的軽度の処分を科すことしかできない可能性が否定できない。

そこで、上記の点を鑑み、下記の改定案を提案する。

2 改定の内容

別紙4に定める基準のうち、基準部分について、それぞれ以下のとおり改定する。

「指導者が、部員との間に不適切な性関係を有した。」場合の基準（新設）

現基準	(なし)
新基準	事案の性質に沿って謹慎3か月から除名まで

「指導者が、部員1名に対し、対価型セクシュアルハラスメント（部員に情交を迫ったが、部員がこれを拒んだため、不利益な取り扱いをする等）を行った。」場合の基準

現基準	事案の性質に沿って謹慎3か月から <u>1年</u> まで
新基準	事案の性質に沿って謹慎3か月から <u>2年</u> まで

「指導者が、部員に対し、環境型セクシュアルハラスメント（会話の中でわいせつな発言をする等）を行った。」場合の基準

現基準	事案の性質に沿って謹慎1か月から <u>3か月</u> まで
新基準	事案の性質に沿って謹慎1か月から <u>1年</u> まで

また、別紙4の加重要因について、下表のとおり、「校内・学内における役職・立場を悪用して性犯罪・セクシャルハラスメントを行った」を新設、「軽微な健康被害（例：打撲、擦過傷）」及び「重大な健康被害（例：骨折）」を削除、「部員が登校できない・部活動できない」の謹慎期間の上限を変更する。

(別紙4の加重要因)

加重要因

		加 重 し な い	3 か 月	6 か 月	9 か 月	1 年	2 年	無 期	除 名
態様の悪質性	校内・学内における役職・立場を悪用して性犯罪・セクシャルハラスメントを行った	←→							
	軽微な健康被害(例:打撲、擦過傷)	←→							
	重大な健康被害(例:骨折)	←→							
	回復不能な健康被害・死亡	←→							
	部員が登校できない・部活動できない	←→							
	行為が原因の1つとなって部員が退部・転学	←→							
	※行為と結果の因果関係が薄くなるにしたがって、加重要素としては低く考慮する	←→							

※基準に定める処分期間下限が加重要因に定める処分期間下限を上回る場合には、基準に定める処分期間下限を優先する。

※いずれも変更した部分に黄色ハイライトを付している

第3 別紙10「加重要因」の改定

1 改定の理由

本処分基準別紙10「報告義務違反」においては、加重要因としての悪質性の評価について、実際の運用の過程において、改善すべき部分があるとの指摘を踏まえて、要因の整理と加重範囲について次のとおり修正をすることが相当との結論となった。

2 改定の内容

別紙10に定める基準のうち、加重要因について、それぞれ以下のとおり改定する。

加重要因

		加 重 し な い	3 か 月	6 か 月	9 か 月	1 年	2 年	無 期	除 名
態様の悪質性	憲章違反行為が重大な場合(野球部に対する対外試合禁止が相当である場合、報告義務を認識したうえで敢えてこれを否定する場合等)	←→							
	報告義務違反が長期間(2週間以上)に及んだ場合	←→							
	報告義務を怠り、憲章に違反した部員を試合・大会に選手登録させた場合等	←→							
	積極的に虚偽の報告・説明等をした場合	←→							
	部員を報告義務違反に関与させた場合(口裏を合わせるなど)	←→							
	上記の例に該当する中でも特に悪質性が高い場合(野球部に対する対外試合禁止などの処分を免れる目的である場合、報告義務を否定するなどの場合)	←→							

※被害者または第三者から外部に報告しないよう要請を受けたことが報告義務違反の原因であったとしても、軽減要因とならない。